

公 開  
頭撮り可

報道関係者 各位

平成 30 年 3 月 15 日

【照会先】

労働基準局労働条件政策課

課 長 藤枝 茂

労働条件確保改善対策室長 関 百合子

課 長 補 佐 栗村 勝行

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5524)

(直通電話) 03(3502)1599

## 第 4 回「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」を開催します

標記検討会につきまして、下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記の傍聴者募集要領によりお申し込みください。

記

### 第 4 回「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」開催概要

- 1 開催日時 平成 30 年 3 月 27 日 (火) 16:00～18:00
- 2 開催会場 TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 4 B  
(東京都港区西新橋 1 丁目 15-1 大手町建物田村町ビル)
- 3 議 題 国内有識者からの説明  
インターバル制度導入に当たり労使が検討すべき項目について
- 4 傍 聴 者 若干名

## 5 傍聴者募集要領

- ① 傍聴を希望される方は、電子メールにて、氏名（ふりがな）・勤務先または所属団体・電話番号を明記してお申し込みください。また、会議冒頭については、写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。希望される方は、「頭撮り希望」とお書き添えください。

〔申込先〕

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課（担当：鈴木、河田）

メールアドレス：interval01@mhlw.go.jp

- ② 申込締切

平成 30 年 3 月 23 日（金）17 時 00 分（必着）

希望者多数の場合は抽選となります。このため、傍聴できない場合がございますのでご了承ください。なお、落選された方にのみ、事前にご連絡します。

## 6 傍聴される方の注意事項

会議の傍聴にあたり、次の留意事項を遵守してください。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- (3) 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）。
- (4) 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- (5) 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- (6) 静粛を旨とし、意見を表明するなど議論の妨害になるような行為はしないでください。
- (7) 検討会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (8) 飲食はしないでください。
- (9) 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- (10) 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (11) 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがあります。
- (12) その他、座長及び事務局職員の指示に従ってください。

■参考資料 1 「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会開催要綱」

■参考資料 2 「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」委員名簿

## 勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会開催要綱

### 1. 開催趣旨

勤務間インターバル制度は、働く者の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要である。他方、我が国では勤務間インターバル制度を導入している企業は少数にとどまっており、企業の自主的な取組を促進し、制度導入についての環境整備を進める必要がある。

こうした観点から、平成29年3月28日に働き方改革実現会議で決定した働き方改革実行計画において、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課し、制度の普及促進に向けて、政府は労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。また、政府は、同制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知を通じて、取り組みを推進する。」こととされた。

これを受け、有識者からなる検討会を開催し、勤務間インターバル制度の実態把握、導入促進を図るための方策などの検討を行う。

### 2. 検討事項

以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 国内における勤務間インターバル制度の導入状況などの実態や課題の把握
- (2) 諸外国における勤務間インターバル制度と運用状況の把握
- (3) 勤務間インターバル制度導入促進を図るための方策
- (4) その他

### 3. 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において行う。
- (3) 本検討会の配付資料、議事録については、別に申し合わせた場合を除き、公開とする。

「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」委員名簿

(公益代表)

いまの 今野	こういちろう 浩一郎	学習院さくらアカデミー長
こそね 小曽根	ゆみ 由実	みずほ情報総研株式会社シニアコンサルタント
こばやし 小林	とおる 徹	高崎経済大学経済学部講師
しまだ 島田	よういち 陽一	早稲田大学法学学術院教授
どひ 土肥	せいたろう 誠太郎	三井化学株式会社本社健康管理室長

(労働者代表)

おおくぼ 大久保	あきこ 暁子	日本労働組合総連合会労働条件・中小労働対策局長
さとう 佐藤	ひろや 宏哉	日本食品関連産業労働組合総連合会事務局長
しばた 柴田	けんじ 謙司	情報産業労働組合連合会書記長
なかむら 中村	たかゆき 貴征	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
まつい 松井	たけし 健	UAゼンセン政策・労働条件局長

(使用者代表)

かげた 影田	こういちろう 浩一郎	本田技研工業株式会社人事・コーポレートガバナンス本部 労政企画部長
して 志手	てつや 哲也	ユニ・チャーム株式会社執行役員グローバル人事総務本部長
すぎさき 杉崎	ともりのり 友則	日本商工会議所産業政策第二部副部長
ひしぬま 菱沼	たかひろ 貴裕	全国中小企業団体中央会労働・人材政策本部労働政策部長代理
わじま 輪島	しのぶ 忍	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長